

エレン・ケネディ 「カール・シュミットとフランクフルト学派」(1)

訳：安 章浩

Ellen Kennedy, “Carl Schmitt and Frankfurt School”(1)

Translated by YASU, Akihiro

Abstract

This article is the Japanese translation of Ellen Kennedy, “Carl Schmitt and Frankfurt School” which is originally published in *Telos*, a Quarterly Journal of Post-Critical Thought, No.71.Spring 1987, New York. In this article Prof. Kennedy addresses both these issues: The reception of Schmitt’s ideas by Frankfurt School theorists such as Benjamin, Kirchheimer, and Habermas, and Schmitt’s attitude toward liberal institutions. Secondly she attempts to dissolve a paradox about Schmitt’s reception that prevents analysis of its implication. According to this article the core of the Schmitt’s argument about liberal democracy can be summarized as follows: (1) Democracy, “the identity of the rulers and the ruled”, challenges the legitimacy of liberal government (majority rule, parliamentary discussion, and the public order). (2) Liberal democracy is inseparable from the institutions of the bourgeois constitutional state, the functional and normative guarantor of liberal society. The making of law (parliament), as well as its interpretation and administration (the courts and state bureaucracy), further divide the democratic ideal and liberal reality. (3) Legality and legitimacy are not identical, as liberal theory maintains, but two distinct and even contradictory concepts. As the consequence of the reception of this Schmitt’s idea of anti-parliamentary democracy by the Frankfurt School theorist in Germany, the often perplexing similarity of ideological position on the left and the right in late Weimar Republic and West Germany was formed. It is clear that in spite of the serious differences between Schmitt and particular Habermas on political values and goals, there seems to be a similarity between them in respect of their attitude about parliamentary democracy. Therefore she advises us that a lesson from the constitutional

failure of Weimar Republic warns the defender of plural democratic society and parliamentary democracy so as not to posit reality against ideal: legality against legitimacy as Schmitt did it. By the way, strange to say, there seems to be also the similarity between the political arguments of West-Germany in the 1980'era and those arguments against the Security Legislation in the present Japan in respect of whether a policy of the government is legitimate or not. Consequently this article seems to give us a wisdom to get a perspective of illuminating the future of how the parliamentary democracy should be in Japan.

要 約

本稿は、現在アメリカのペンシルバニア大学のエレン・ケネディ教授が約三十年前に西ドイツに在外研究中（1984年～6年）に、あるシンポジウムで発表した研究報告の邦訳である。1980年代中頃、西ドイツの議会制民主政は反核・平和運動の高まりによって不安定化していた。その理由は、手続きの点では正当に選出された政府の実施する政策は合法性を有するが、歪められた選挙制度、政党の変容と代議士の独立性の喪失、政治エリートによるマス・メディアの操作などによって、「民意」は正しく反映されているとは言えず、「街頭」に表出される反対運動の頻出度から見て正統性の点では疑わしい、とハーバーマスによって批判された。彼は、「民意」ができるだけ正しく政治に反映されるように、何年か一度しか行われぬ選挙と並んで、それを補完する他の回路も必要ではないかという論拠に基づいて人民投票的な要素を導入して、議会制民主政を補完させるべきではないか、という議論を展開した。ケネディは、こうしたハーバーマスの議論には、合法性と正統性という二つの概念を意図的に対抗させて、ワイマール共和国の議会制民主政は合法性を有するが正統性は欠けていると、主張して、その崩壊に理論的に一役買った、「ファシスト法学者」のカール・シュミットの議会制民主政批判論の受容が見られる、と分析した。彼女は、ハーバーマスを含めて、左翼の代名詞のように言われていた「フランクフルト学派」の他の学者にも、政治的目標や価値観の点では正反対の立場にあるが、自由主義的民主政や議会主義を批判する議論やその議論を進める際に用いられた概念や論理の点では類似性がある、と主張した。この主張を簡潔にまとめたのが本論文である。このケネディの論文が刊行されるや、ハーバーマスは言うまでもなく、左翼からの痛烈な批判があり、いわゆる「ケネディ論争が」繰り広げられた。今日、我が国でも政府の安全保障関連法の制定に際して、議会外の反対運動が盛り上がりを見せており、ケネディ論文からは、日本の議会制民主政の在り方に関しても学ぶ点が多いと思ふ邦訳に踏み切った。この邦訳論稿の前に、ケネディ論争が生まれた背景や、それらに関するドイツや日本での論評や研究の紹介、およびケネディ教授の略歴などについてまとめた「訳者まえがき」を置いた。

キーワード

ワイマール共和国 (Weimar Republic)／自由主義的民主政 (liberal democracy)／
 議会主義 (parliamentarism)／多数決原理 (rule of majority)／
 直接民主政 (direct democracy)／合法性 (legality)／正統性 (legitimacy)／
 決定 (決断) 主義 (decisionism)／公共圏 (public sphere)／
 市民的不服従 (civil disobedience)／社会国家 (Sozialstaat)／法治国家 (Rechtsstaat)

目次

訳者まえがき

序

- 1、自由主義対民主政：シュミット
- 2、自由主義と妥協についての美学的批判：ベンヤミン
- 3、多数決原理と立憲主義国家への批判：ノイマンとキルヒハイマー
- 4、自由主義対ファシズム：マルクーゼとホルクハイマー(以上本号)
- 5、新しい自由主義と新しい民主政へ向けて：ハーバーマス（以下『尚美学園大学総合政策研究紀要』第27号、2016年）

結 論

訳者まえがき

西ドイツでは、1982年の総選挙で社会民主党主導の連立政権に代わってキリスト教民主党のヘルムート・コールを首相とする保守連立政権が登場し、それと共に政治的潮流も全体として右寄りに傾き、ナチが犯したドイツの過去に対する反省の姿勢も後退し始めていた。当時は、冷戦の最中であり、アメリカはソ連との相互核抑止競争において優位に立つために、パーシングⅡ型の中距離ミサイルの西ドイツ配備を決定していて、それを受け入れる政府の方針に反対する抗議運動は1981年から「反核運動」として全国的に拡大し始めていた。そしてついに83年11月にミサイル配備が始まった。それを契機に反核を唱える平和運動は高揚し、空前の盛り上がりを見せた。それはデモや直接行動などで法治国家の枠をはみ出すことが多々あり、体制を擁護する憲法学者〔ドイツでは「国法学者」と言われている〕の批判が当然起こった。これに対して、西ドイツ左翼の代名詞のようになっていくフランクフルト学派を代表する世界的に

著名なハーバーマスは1983年に「市民的不服従——民主的法治国家のテストケース」、そして翌年の10月に「法と暴力——ドイツのトラウマ」と言った二つの論文を発表して、「68年の学生反乱」を総括した後に、反核・平和運動の「行き過ぎた」デモ行為を英米の抵抗権理論を援用して、市民的不服従と言う違法な抗議形態が一つの政治文化として承認されるべきであり、そのことは民主政と言う政治体制の道徳的基盤を維持するために不可欠である、と主張した（小牧治・村上隆夫共著『ハーバーマス』（清水書院、2001年）、65頁～67頁；この二つの論文の邦訳は、河上倫逸監訳『新たなる不透明性』（松籟社、1995年）に所収されている）。当然、こうしたハーバーマスの主張を「国法学者」達は批判し、論戦が続いた。この西ドイツの在り方を巡る左右の陣営間の論争は1986年には「歴史家論争」へと展開していく。

こうした時代的背景の下で、1984年12月にルートヴィヒズブルク（Ludwigsburg）で開

催された、フンボルト財団主催のフランクフルト学派に関するシンポジウムで、イギリス人で、当時、ニューヨーク大学政治学講師のエレン・ケネディ女史が『カール・シュミットとフランクフルト学派』と題する報告を行った。その内容は、「ファシスト法学者」のカール・シュミットの思想が政治的には正反対のフランクフルト学派に受容されていた。すなわち、ワイマール時代ではベンヤミン、キルヒハイマー、F・ノイマンに受容され、さらに戦後には復活した同学派の旗手のハーバーマスの議会主義批判、民主政の考え方にも、シュミットの議論とその論理構造の受容が見られる、と言うものであった。このケネディの主張は当時のドイツの左翼陣営にとっては晴天の霹靂のような衝撃であったように思われる。と言うのは、当時の左翼知識人の間では「君はシュミットのように論じている」と言われると、その政治的生命の終わりと同様であったと言われているからである。従って、このケネディの主張は最初は無視されたようである。と言うのは、ケネディの報告は、シンポジウムの内容を紹介した著作（A. Honneth & A. Wellmer, ed., *Die Frankfurter Schule und die Folge*, Berlin & New York: Walter de Gruyter Verlag, 1986）には、その理由は不明ではあるが収録されていないからである。彼女によると、「汚名」を着せられたハーバーマスは直ちにフランクフルト学派の理論家の誰においても、シュミットの思想を「真剣に」受容した可能性は全くない、と彼女の主張を一蹴した、という（Ellen Kennedy, *Carl Schmitt and the Frankfurt School: A Rejoinder*, *Telos* 73, 1987, p. 102, n.2.）。このハーバーマスのケネディ批判を皮切りに、シュミット学派の論客によるケネディ擁護論、それに対する反論が続き、いわゆる「ケネディ論争」が続くことになる。

ここに邦訳したケネディ論文は、『歴史と社会』（*Geschichte und Gesellschaft*, 12（1986）, S. 380～419.）誌に掲載されたドイツ語版（Carl Schmitt und die “Frankfurter Schule”. *Deutsche Liberalismuskritik im 20. Jahrhundert*, S. 380-419.）の元になった英語版（Carl Schmitt and the Frankfurt School, *Telos. A Quarterly Journal of Post-Critical Thought*, No.71, Spring 1987. p.37-66.）である。実は、ドイツ語版が先に刊行されている。西ドイツにおいていわゆる「ケネディ論争」が起こり、それを権威ある近・現代史研究専門の歴史学雑誌『歴史と社会』がDiskussionsforumで取り上げて、まずケネディ論文とそれに対する主要な批判論文を載せた特集号を編んだ。ケネディ論文はアンゲラ・アダムス（Angela Adams）によって独訳されている。この「ケネディ論争」の特集号が西ドイツにおいて刊行された一年後に、ニューヨークにあるテロス社が『カール・シュミットとフランクフルト学派』の特集号を組み、英語版のケネディ論文と、それを批判する三本の論文が掲載された。三本の批判論文は次の通りである。1、M・ジェイ「調和不能なものを調和できるのか？ ケネディに対する応答」、2、A・ゼルナー「カール・シュミットを超えて：フランクフルト学派における政治理論」、3、U・K・プロイス「ドイツ自由主義批判：ケネディへの反論」。こうした批判に対する反論を、ケネディはCarl Schmitt and the Frankfurt School: A Rejoinderと言う論文で『テロス』誌の73号（1987年、秋季号）において応答している。こうして、「ケネディ論争」は国際化して行ったのである。

なお、この「ケネディ論争」については、イタリアと並んでカール・シュミット研究が盛んな我が国においてもすでに紹介されている。訳者の知る限り、次のものがある。1、

服部平治・宮本盛太郎「J・ハーバーマスのC・シュミット論——『タイムズ文芸付録』の書評について——」(政治経済史学会編集『政治経済史学』268、1988年8月)；2、渡辺康行「カール・シュミットと現代西ドイツ憲法学——シュミットとハーバーマスをめぐる最近の論争を機縁として——」(『比較法研究』51号、有斐閣、1988年10月)；3、宮本盛太郎「ハーバーマスVSケネディ論争をめぐる風景」(『未来』1989年3月号)；4、服部平治・宮本盛太郎・古賀敬太『現代自由主義の諸相』(風行社、1991年1月)のⅡの4(上記の1と同一内容)と5(上記の3と同一内容)；5、宮本盛太郎「カール・シュミットとユルゲン・ハーバーマス——研究序説——」(中山茂・吉岡斉編『歴史と社会』9・体制化科学の構造分析』リプロポート、1989.4)；6、中道寿一『カール・シュミット再考——第三帝国に向き合った知識人——』(ミネルヴァ書房、2009年4月)の「第三章シュミット像の変化—左翼知識人から見たシュミット」、などである。

この「ケネディ論争」を交通整理したのが、H・ベッカー(Hartmuth Becker)の著作(永井健晴訳『カール・シュミットとユルゲン・ハーバーマスにおける議会主義批判』風行社、2015年11月15日)である。本書の「D. 対置：親近性と差異性——ユルゲン・ハーバーマスにおけるシュミットの思想の受容に寄せて」には、ケネディの主張とその批判が系統的に紹介され、著者の立場からケネディの主張の正当な点や誤解、あるいは誤った点が指摘されている。なお、ケネディ論文のこの邦訳は、大東文化大学国際比較政治研究所における永井教授を班長とする研究会に参加しているご縁で、ベッカーの邦訳書の参考資料として添付される予定であったが、翻訳権のことで同論文の発行元との連絡が遅れ、ベッ

カーの邦訳書が見切り発車と言う形で先に刊行されることになった。ところが、見切り発車後によく連絡がとれたのである。と言う次第で、本『論集』に単独の論稿として寄稿させていただくことになった。ちなみに、本邦訳稿の発行元のTelos社とケネディ教授の許可を十一月中旬によく得た。念のために、その点を申し添えておきたい。

次に、ケネディの略歴を簡単に紹介したい。1981年から一年間フンボルト財団の奨学金を得て西ドイツに滞在し、ワイマール共和国期のドイツ国家学の研究に従事し、その後その他の奨学金を得て西ドイツをたびたび訪問し、国家学の研究者との交流を深めている。その間行った研究成果は1984年当時では次のものがある。The Politics of Toleration in late Weimar: Hermann Heller's Analysis of Fascism and Political Culture, 1984; Carl Schmitt in West German Perspective, 1984. 次に、翌年の1985年に、カール・シュミットの『現代議会主義の精神的状況』の英訳(The Crisis of Parliamentary Democracy)を刊行し、またヘラーの『法治国家か独裁か』(Rechtsstaat oder Diktatur)の英訳を完了している(1984年の資料では、Economy and Societyに刊行予定となっているが、その実際は不明)。こうしたワイマール共和国時代の国家学の研究成果は後にまとめられて、2004年に、Constitutional Failure. Carl Schmitt in Weimar (Duke University Press)として刊行されている。現在、アメリカのペンシルバニア大学政治学教授である。シュミット研究書の他に、研究の守備範囲は広く、ドイツ連邦銀行の研究書や、アンリ・ベルグソンの政治哲学の研究書もある。なお、我が国では彼女の研究業績の紹介は部分的であるが、下記のものがある。まず、カール・シュミットの政治思想の起源を芸術における表現主義との関連において論

究した論文「政治的表現主義——カール・シュミットの政治的なものの概念の文化批判的および形而上学的淵源——」（栗原良子訳、H・クヴァーリチュ編・初宿正典、古賀敬太共訳『カール・シュミットの遺産』（風行社、1993年10月）所収）がある。次にケネディは1988年にこの論文に続いて「カール・シュミットとフーゴ・バル——政治的表現主義のテーマへの一寄与」を発表した。この二つの論文の紹介については、古賀敬太教授は、上記の『現代自由主義の諸相』の3の「第三章 E・ケネディのシュミット論」（129頁～140頁）において行っている。

最後に、訳業について若干コメントさせて頂きたい。ケネディ論文の英語版とドイツ語版の刊行の時間的な順序は、ドイツ語版が先で一年遅れて英語版が刊行されている。両版を比べて見ると、幾つかの相違点が見られる。まず第一に、英語版の出だしの部分はドイツ語版にはない。シュミットは自分は「政治的利潤」を発見した、と述べている。読者には分かりずらいと思われるので、その意味を説明しておきたい。シュミットは、1932年の後半において『合法性と正統性』と言う著作を刊行している。その中で、彼は、議会制民主政における諸政党間の「平等の権力獲得の機会」と言う問題を論じたところで、選挙

を通じて合法的に政権を掌握した政党が、国家権力を使って、極端な例として、次の選挙での野党の政権掌握の機会を閉ざすなどのことを含めて、その望むところのを行うことのできる「権力的な価値増大」^{メア-ヴェルト}を手にすることを意味する「政治的余得（Prämie）」を「政治的利潤〔剰余価値〕」と定義している（田中浩・他訳『合法性と正当性』未来社、1983年、46頁～47頁。）。第二に、注も英語版にあるものがドイツ語版にはなかったり、ドイツ語版にあるものが英語版になかったりしている。とはいえ、その内容において大筋において同一であるが、部分、部分の叙述において精粗がある。例えば、シュミットがその『独裁』の執筆時に、当時のレーニンとカウツキーとの間で闘わされた国家と革命についての論争や、プロレタリア独裁と民主政の違いをめぐる論争や、オーストリア・マルクス主義者のマックス・アドラーの国家論を参考にした点が、ドイツ語版には文献を含めて詳述されているが、英語版では、それらは簡単に言及されているのみである。こうした事情を踏まえて、邦訳に際しては、英語版で端折っている部分で意味不明のところはドイツ語版の内容を〔 〕を使って補足して意味の通るように工夫してある。

〔 翻 訳 〕

カール・シュミットとフランクフルト学派[※]

※本稿〔Carl Schmitt and the Frankfurt School, in *Telos*, No.71. Spring 1987, pp. 37-66.〕の元になった論考（「カール・シュミットとフランクフルト学派——20世紀におけるドイツ自由主義批判」（Carl Schmitt und die “Frankfurter Schule”, *Deutsche Liberalismuskritik im 20. Jahrhundert*）〔ドイツ語版〕は、〔一年前に〕*Geschichte und Gesellschaft* 12,1986.において掲載されている。

序

「カール・マルクスは利潤〔剰余価値〕^{メア-ヴェルト}を発見したかもしれないが、私は政治的利潤^{メア-ヴェルト}を発見した。」こうした半ば冗談に過ぎないようなカール・シュミットの寸評では、ヘーゲル以降の〔ドイツ〕政治理論において持続してきた問題——左右両翼におけるイデオロギー的立場にはしばしば人を困惑させるような類似性が存在すること——このことが皮肉たっぷりに茶化されている。今世紀におけるドイツの知的営為の歴史は、フランクフルト学派によるシュミットの著作の受容における、こうした〔左両右翼の思想の〕「収斂」という極めて複雑な事例を示している。

シュミットを巡る論争の対象は、鋭い眼識に支えられた彼の著作の特質というよりはむ

しろ、その政治的な諸帰結である。知的営為の歴史一般にとって心地よく感じられないような問題、すなわち、シュミットの事例は、ドイツ左翼にとって最も取り扱いにくい問題である。ドイツの左翼は、シュミットから気後れせずに彼の理論を借用するイタリアの彼らの仲間とは対照的に、そんなことがたとえあるにしても、シュミットの名前に言及する場合は、恐る恐る慎重に行っている。⁽¹⁾ 1932年のプロイセン・クーデター⁽²⁾の擁護者として〔政治的舞台に〕登場し、そして1933年以降ナチ協力者としてその地位を固め始めたシュミットに関する大方の見方によれば、彼は、ドイツ史において、最初は反動の擁護者であり権威主義の理論家として、次に全体主義国家の桂冠法学者としての役割を演じた。その結果、ワイマールの政治的スペクトルにおいて彼とは異なる側にいる〔左翼の〕著述

- (1) G. Duso, ed., *La politica oltre lo stato: Carl Schmitt* (Venecia: Arsenale Cooperative, 1981) を見よ。イタリアにおけるシュミットに関する最近の業績の有用な文献については、Alessandro Campi, “Sulla Fortuna Italiana di Carl Schmitt,” *La Nottola*, n.3, 1984, pp. 55-78. を見よ。シュミット研究の次の二つの主要な著作が刊行されている。P. P. Portinaro, *La crisi dello jus publicum europaeum. Saggio su Carl Schmitt* (Milano: Edizioni di Comunita, 1982) と C. Bon-vecchio, *Decisionismo. La dottrine politica di Carl Schmitt* (Milano: Edizioni UNICOPI, 1984). 第二次大戦後の〔西〕ドイツにおけるシュミット受容については、Joseph W. Bendersky, *Carl Schmitt: Theorist for the Reich*, (Princeton University Press: Princeton, N.J. 1983) の「終章」(Epilogue) と、私の論考 (Ellen Kennedy, “Carl Schmitt in the West-German Perspective,” *West European Politics* (1984), No.7, pp. 120-127.) を見よ。
- (2) 1932年7月20日、フランツ・フォン・パーベン中央政府首相は、ワイマール憲法第48条に基づく大統領の「安寧と秩序」を回復するための「緊急」措置権に訴えてプロイセン邦政府とその警察隊を接収し、その直接の支配下に置いた。〔プロイセン邦の〕社会民主党政権は、パーベン中央政府が強行した「クーデター」に異議を唱えた。ライプツヒで開催された〔中央政府と支邦政府との間の紛争処理のために1921年に設置されていた〕国事裁判所では、シュミットは、〔中央政府の弁護人として〕プロイセン邦の訴えに対して、パーベン中央政府の措置を擁護した。プロイセン邦政府は、〔ナチ党と共産党という〕左右のどちらかの過激政党に対して断固とした対応をすべきであったのに、それを行わなかった。大統領のみが、そうした対応を行う権限を有する、とシュミットは主張した。ライプツヒ〔の国事裁判所〕での「大統領権力」を擁護するシュミットの論拠は、憲法第四八条には「委任独裁」が含まれているという彼の解釈及び〔その著作〕『憲法の番人』で展開した、ワイマール憲法下の大統領職は「中立的権力」であるという彼の見解であった。パーベン政権を支えていた社会的・階級的勢力——これらの勢力は、意図的にドイツを内乱から救出するためであると称して、〔シュミットの主張と〕同一の、今や発動された「中立的」大統領権限を用いて、後にヒトラーを政権に就けさせたのであった——を考えるならば、この事案において、大統領が中立的に行動していたという主張は詭弁であった。国事裁判所は、「ソロモンの」判決を下した。すなわち、中央政府はプロイセン邦政府を罷免する権利はないが、プロイセン邦に対して中央政府の総監を任命する権利は付与されている、というような裁決であった。

家の間で博していた高い彼の人気は、大いに忘れられている。「左翼にさえ与えたシュミットの強力な影響力」⁽³⁾ に対するハーバーマスの困惑にもかかわらず、シュミットの反自由主義が現代において有するその影響は、「ファシスト」理論家としてのシュミットの〔悪しき〕評判によって覆い隠されているのである。

しかし、シュミットの〔左翼への〕影響の広がりや浸透の具合は、それほど直接的なものではない。ハーバーマスのシュミットに示した関心〔と驚嘆〕や、シュミットのフランクフルト学派の〔ハーバーマスより〕前の世代への影響は、より複雑な様相を呈している。シュミットの思想の受容というものは、ハーバーマスの著作の中にその痕跡が見られるし、また彼より前には、ベンヤミンやキルヒマイマーにもそのことが言える。しかしながら、彼らの誰もがシュミットの政治的目標ないしは価値観を共有してはいない。自由主義に対する共通の反感や自由主義的民主政に対する懐疑的態度の面で、彼らや他のものたちはシュミットの政治的・法的理論に魅せられたが、しかし、このことは、とりわけ価値観の不一致が甚だしい場合には、〔シュミットの思想の〕受容やその帰結の性格については、さしたる意味を有しない。とはいえ、もしシュミットとフランクフルト学派とを分か

つ原理的価値から眼を離して見るなら、他のパースペクティヴが開けてくる。近年の英語版全集の編集者は、「1920年代、1930年代の間、ドイツに出現した一連の思想」の中に批判理論の起源を見ようとしているが、フランクフルト学派に関する膨大な文献は、その将来性のある諸理念を、アドルノやホルクハイマーを超えて探し求めることはほとんどしていない。⁽⁴⁾〔この全集に見られる〕国家と政治に関するワイマール期の論争への関心の欠如は、批判理論の起源に関する広範な論争において見逃すことのできない遺漏である。その結果として、その理論自体に関する誤解が生じることになった。

以下の論究では、まずベンヤミン、キルヒハイマー、そしてハーバーマスのようなフランクフルト学派の理論家たちによるシュミットの思想の受容と、シュミットの自由主義的な諸制度に対する態度、この両方の問題が取り扱われる。次に、本稿は、シュミットの受容をめぐるパラドックスの解消を試みたいと思う。というのは、このパラドックスによって——ハーバーマスがこのパラドックスを本質的に政治的であると提示しているが——〔上記の三人におけるシュミットの受容とその帰結に関する〕その意味合いの分析が閉ざされているからである。ドイツの最も傑出した指導的な左翼社会批評家の何人かが、いか

(3) Jürgen Habermas, "Psychischer Thermidor und die Wiedergeburt der rebellischen Subjektivität," Habermas, *Philosophisch-politische Profile* (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1984), P. 334.

(4) David Held and John. B. Thompson, Habermas: *Critical Debates* (Macmillan Publishers, London:1982), p. 2. シュミットとドイツ左翼に関する最良の著作を著したのは、Volker Neumann と Alfons Söllner である。Volker Neumann, "Verfassungstheorien politischer Antipoden: Otto Kirchheimer und Carl Schmitt", *Kritische Justiz* (1981), no. 14, pp. 235-254; "Kompromiss oder Entscheidung?: Zur Rezeption der Theorie Carl Schmitts in den Weimarer Arbeiten Franz L. Neumanns," Joachim Perels, ed., *Recht, Demokratie und Kapitalismus: Aktualität und Probleme der Theorie Franz L. Neumanns* (Nomos Verlagsgesellschaft, 1984), pp. 65-78; "Carl Schmitt und die Linke," *Die Zeit*, no. 28 (July 8, 1983), p. 32. を見よ。Alfons Söllner, "Leftist Students of the Conservative Revolution: Neumann, Kirchheimer and Marcuse," in *Telos* 61 (Fall 1984), pp. 55-70. を見よ。また Wolfgang Jäger, *Öffentlichkeit und Parlamentarismus: Eine Kritik an Jürgen Habermas* (Verlag W.Kohlhammer: Stuttgart, 1973). を見よ。

なる他のドイツの知識人よりも、ハイデガーも含まれ得るが、このハイデガーを除外することにして、ワイマール共和国のイデオロギー的破壊に責任が問われる人物〔シュミット〕の著作の中に、何を見つげ出そうとしたのか？この答えは、キルヒハイマーやハーバーマスの、そしてその程度は彼らほどではないにせよ、ベンヤミンの〔シュミットの特有な論証の仕方や、特定の概念と命題定立の特有の論理という〕独特な論理の借用に見出されるかもしれない。

1. 自由主義対民主政：シュミット

左翼理論家は反自由主義的である。しかし、今世紀における自由主義的諸制度に対する最も説得力のある首尾一貫した批判を展開したのは、シュミットであった。自由主義に反対する多くのドイツ人と同様に、シュミットの批判は、根本的に、形而上学的かつ文化的であった。⁽⁵⁾ 第1次大戦前および大戦中に執筆された諸論考（『影絵』(Schattenrisse) [1913]; 『テオドール・ドイブラーの“極光”』(Theodor Däubler's "Nordlicht") [1916]; 『ブリブンケン』(Die Buribunken) [1918])において、シュミットは、ブルジョアジーの価値観と趣味に疑義をさしはさみ、そして進歩や技術に対する自由主義的信念に異議を唱えた。『政治的ロマン主義』(1919)は、政治と法に関する彼の後期の著作への橋渡しとなる

ものであった。彼の文化的批判主義は、〔討論と〕理性の批判へと転じ、それを通じてドイツ自由主義の目標を、シュミットが「政治的ロマン主義」と呼んだものと同一視した。シュミットがこれら初期の諸著作で風刺したブルジョア的態度は、アダム・ミュラーの姿を通じて“occasio”（機因）へと変えられた。すなわち、ロマン主義は、「主観化された機会原因論」であった。シュミットが自由主義的議会主義を分析するようになった時、彼が下した結論は、ロマン主義者の中核的活動——「永遠の会話」(ewige Gespräche)——が、討論を通じて決定〔決断〕を回避する自由主義的ブルジョアジーの習癖の中に表現されているというものであった。⁽⁶⁾

自由主義の〔主体であり、かつ〕創出者としてのブルジョアジーは、『政治神学』(1922)の執筆中や、その後ルイ・ボナール、ジョセフ・ド・メーストル、ホアン・ドノソ・コルテスのような反革命的な思想家の影響の下で思索中であったシュミットには政治的階級として現れてはいなかった。自由主義的ブルジョアジーが優柔不断であるというコルテスの見解は、とりわけシュミットの自由主義観の形成において、1848年〔革命〕におけるフランスの自由主義者の無力さや、自由主義時代におけるフランスの政治生活の墮落ぶりに関するローレンツ・フォン・シュタインの分析と同様に、重要であった。⁽⁷⁾ シュミットが第1次大戦期の戒厳令下での体験を通じて、

(5) この伝統については、Fritz Stern, *The Politics of Cultural Despair: A Study in the Rise of German Ideology* (Doubleday: New York, 1961). を見よ。

(6) Carl Schmitt (偽名: Johannes Negelius, Mox Doctor), *Schattenrisse* (Skimacheten: Berlin, 1918); *Theodor Däubler's "Nordlicht": Drei Studien ber die Elemente, der Geist und die Aktualität des Werkes* (Georg Müller Verlag: Munich, 1916); "Die Buribunken," *Summa* 4, 1918, pp. 89-106. このパラグラフでのアダム・ミュラーと“occasio”への言及は、Schmitt, *Politische Romantik* (Duncker & Humblot: Berlin, 1982), とりわけ, pp. 22-26. と pp. 115-152. から取った。参照。〔*Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*の〕私の英訳の Carl Schmitt, *The Crisis of Parliamentary Democracy* (1923), (The MIT Press: Cambridge, Mass., 1985), p. 46, pp. 33-50.

独裁の問題へと関心を向けるようになったが、『独裁』の「はじめに」に示されているように、彼はカウツキーの『テロリズムと共産主義』（1919）を読み、かつ同書を巡って起こったマルクス主義者間の論争を脇から眺めながら、国家にとっての独裁の現代的な意義を初めて認識した、という。とはいえ、シュミットの『独裁』は、「近代主権論の起源からプロレタリアの階級闘争まで」という副題が付けられているが、プロレタリアの階級闘争の起源のところで終わっている。⁽⁸⁾

この階級闘争は、自由主義国家に対して直接的に疑念を提起した。すなわち、プロレタリアの階級闘争の理論家達は、法と独裁のブルジョア理論に対して極めて強力な批判を展開した。彼らは、独裁が民主政に矛盾するとは限らない点や、マルクス主義的独裁がブルジョアジーと自由主義の両方を破壊する、と論じた。シュミットは、レーニン主義的な民主政理論と異なり、自由主義的民主政は、独裁が目的に対する手段であり、かつ正統な国家形態であり得ることを否認するが故に、自由主義は民主政と矛盾する、と結論づけた。シュミットは、自由主義の思想と諸制度は、実際上もまた原則上も、国民のその憲法を決

定〔決断〕する民主的権力に対して如何なる限界も設けてはいない、とさらに論じた。民主主義的制度が必ずしも自由主義的ではないということは、ドイツとヨーロッパの現代史において一般的に明らかになっているが、しかし、シュミットが憲法を「政治的統一の特性と形態についての全体的決定〔決断〕」と定義したのは、ようやく1917年10月の〔ロシア〕革命以降であった。プロレタリアートの独裁が真の民主政である、というレーニンの主張は、シュミットの議会主義の分析にとって極めて重要な、自由主義と民主政とは矛盾するという概念の形成において助けとなった。『現代議会主義の精神的状況』（1923）において、マルクスはブルジョアジーを文芸上の悪意の象徴から世界史的意義を有する事実へと変形させた、と論じられている。⁽⁹⁾ プロレタリアートの独裁は決定〔決断〕することができた。ところが、自由主義的ブルジョアジーは決定〔決断〕することができなかった。⁽¹⁰⁾

法と国家〔の論究に際して〕のシュミットの出発点は、超越論的な意図を含んでいた。法実証主義は政治的権威の「究極的な問題」、すなわち国家権力と正統性を無視した。正統

(7) Carl Schmitt, *Political Theology: Four Chapters on the Concept of Sovereignty* (1922) Trans. by George Schwab, (The MIT Press:Cambridge,Mass.,1985).

(8) Carl Schmitt, *Die Diktatur: Von den Anfängen des modernen Souveränitätsgedankens bis zum proletarischen Klassenkampf* (Duncker & Humblot: Berlin,1978).

(9) Schmitt, *Parliamentary Democracy*, op.cit., pp. 51-64.

(10) フーゴー・バル (Hugo Ball) は、シュミットの『政治的ロマン主義』と彼の『政治神学』との関係は、カントの『純粹理性批判』と彼の『実践理性批判』との関係と比較されうる、と論じた。『政治神学』が『政治的ロマン主義』の結論と明確に結びついているばかりでなく、また主権の概念とも係りあっている。この二つの著作の関係は、決定〔決断〕の意味合いについて、両著作が集中的に熟考を重ねている点に見られる。すなわち、ロマン主義者は問題 (issue) を裁く〔=決定する〕ことを選ばず、むしろ不決断から非合理的なものを哲学することを選ぶのである。参照。Hugo Ball, "Carl Schmitt's Politische Theologie" は、最初は *Hochland* 21, 1924, pp.261-286に掲載されたが、現在は次の著作に再録されている。Jacob Taubes, ed., *Der Fürst dieser Welt: Carl Schmitt und die Folgen* (Wilhelm Fink/Ferdinand Schöningh Verlag: Munich, 1983), p. 104. また、Ellen Kennedy, "Political Expressionism: The Metaphysical and Theological Origins of Carl Schmitt's *The Concept of Political*," in J.Reed ed., *Oxford German Studies* (Oxford University Press, 1987) を見よ。

性の近代的な危機はデカルトから始まった。超越的な神を中心とした古い形而上学の世界観の崩壊と共に、近代哲学において外部と内部、存在と感情、自然と精神、主観と客観等々の二元論が現れたが、それは政治生活に広範囲に渡る帰結をもたらすことになった。超越的な神なき中で、政治哲学における決定的な問題は、「誰が、最高位の、最も確かな実在として〔神が占めていた〕その地位に座り、かつそうすることで歴史的現実における正統性の中心点としての役割を果たすのか？」ということになった。シュミットの見解によれば、その候補はただ二つのみであった——「共同体」か、あるいは「歴史」のいずれかであった。近代政治哲学においては、この二つが進歩的あるいは保守的な正統性の究極の源泉であった。⁽¹¹⁾

シュミットの著作における「決定」〔決断〕(decision)の重要性は、この問題に起因する。「決断」は、近代哲学によって開かれてしまった理念と現実とのギャップを埋める手段である。『政治神学』におけるシュミットの主権の定義（「主権者とは例外状態を決定する者である」⁽¹²⁾）は、実践的な基準を生み出した。主権は、暴力の独占に支えられるのではなく——この点では、シュミットはホブズと見解を異にする——、主権者の「決断の独占」に支えられているのである。すなわち、主権的な決断は、正義と権力を媒介し、かつ公正(justice)を実現する。シュミットの考えるところによると、近代法学のジレンマは、法学が神学と技術との間に置かれたその位置の結果である。この〔神学と技術との間の〕

緊張関係は専ら具体的な科学によってのみ解決され得た。以上のように理解するなら、法学は、それ自体で歴史に意味を付与し得る超越的な真理に対して、門戸を開いたままにしているのである。⁽¹³⁾

シュミットの文化的批判は、近代社会と政治に対する彼のネガティブな批判の源泉である。つまり、彼の哲学的意図は、真理の理論の点では、彼の積極的な国家概念の源泉である。シュミットのワイマル共和国についての説明の二つの顕著な特徴には、自由主義に対するドイツ特有の批判の形式的な部分が残されている。第一に、シュミットは、自由主義的制度の「古典的な」モデルを構築し、その次にそれに基づいて現代のそれに対応した制度を評定した。この方法は、議会主義に関する彼の著作や、彼の憲法理論たる『憲法学』(Verfassungslehre) (1928) で使用されている。『現代議会主義の精神史的状況』は、このことを最もよく示している。自由主義理論の範囲を概括し、かつ討論と公開性(publicity)の原則や公共圏(political sphere)の観点において議会主義的統治を定義した後、既存の制度としての議会は衰退しており、そしてその諸原理はもはや信頼されていない、とシュミットは結論づけた。彼は、『合法性と正統性』(Legalität und Legitimität) (1932) でも同様の議論をしているが、その違いは、自由主義的制度がそれ自身の原理から逸れる形で変質したが故に、それ自身の正統性への要求を台無しにしてしまった、というシュミットの明白な結論の部分である。⁽¹⁴⁾

シュミットの議論の第二の特徴は、以上挙

(11) Schmitt, *Political Romanticism*, op.cit., p. 103.

(12) Schmitt, *Political Theology*, op.cit., pp. 5 f.

(13) *Ibid.*, chap.1. and Cf. Carl Schmitt, "Die Lage der europäischen Rechtswissenschaft," in *Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924-1954. Materialien zu einer Verfassungslehre* (Duncker & Humblot: Berlin, 1958), pp. 386-429.

(14) Carl Schmitt, *Legalität und Legitimität* (Duncker & Humblot: Munich & Leipzig, 1932)

げた彼の主張がドイツ法思想とマルクス主義による自由主義批判の両方とも異なる点である。ドイツの法理論は、政治を無視し、あるいは（シュミットの見解では）中立的であると称する法学には政治的価値が組み込まれているのに、彼は、憲法と法学に対しては、それらがその中でかつそれと共に作用する政治的現実の目を向けさせようと努めたのであった。⁽¹⁵⁾ マルクス主義者は社会批判を提供したが、国家理論は提供しなかった。マルクスは、法の政治的起源や国家の階級的起源を扱ったが、20世紀の資本主義の複雑な条件の下での自由主義国家を分析する法と政治の学問を展開しなかった。1920年代においてマルクス主義の国家理論を発展させようとしたヨーロッパのマルクス主義者達は、ロシアで共産主義運動が実際に権力を掌握した時、急進的な理論におけるこのギャップをますます認識するようになった。⁽¹⁶⁾

シュミットの著作は、自由主義的民主政における矛盾——フランス革命以来の代議制民主政と自由主義的政治制度に対するあらゆる急進的な異議申し立ての出発点——を国家理論の点から分析したものである。シュミットは、自由主義は民主政を破壊し、そして民主政も自由主義を破壊する、という点を認めた。彼がこうした立場から国家と自由主義制度に関する〔批判〕理論を展開したが、こうしたシュミットの著作をフランクフルト学派の若干の人々が注目するようになった。そして、彼らはシュミットの著作を左翼的な政治的用語に翻案したのである。シュミットの議論の骨格をまとめると、以下のようになる。

①ブルジョアジーは軽薄で優柔不断である、つまり決断しない。この命題から、当然、次のことが導き出された。(a) 自由主義的民主政は妥協に基づくブルジョア的な政治的形態である。(b) そのシステム内の妥協は戦術的ないしは明白に「にせもの」ないしは「形式的」であると再定義される。(c) 自由主義的制度は、物質的平等の主張を実質的に何ら解決しない、「決断しない」政治的取り決めである。②「治者と被治者の同一性」である民主政は、自由主義的統治（多数決原理、議会における討議、および公共秩序）の正統性を疑う。③自由主義的民主政は、自由主義社会の機能的かつ規範的な守護者であるブルジョア的立憲主義国家の諸制度とは不可分である。法の制定（議会）は、その解釈と執行（裁判所、国家官僚制）と同様に、民主政的な理想と自由主義的現実をさらに分裂させている。従って、それらは政治の「中立化」や「形式化」を通じて民主政的な正統性と矛盾する。(4) 自由主義理論の主張によると、合法性と正統性は、同一のものではなく、二つの全く異なった、相対立さえする概念である。正統性の法的かつ手続き的な源泉に加えて、少なくとも他の三つの源泉、すなわち、「実質に基づく」(ratione materiae)（正義の実質的主張）源泉、「主権に基づく」(ratione suprematis)（人民投票の正統性）源泉、そして「必要に基づく」(ratione necessitatis)（緊急事態または例外状態における行政的命令）源泉が存在する。

(15) Cf. Schmitt, 1927 Forword to *Die Diktatur*, op.cit., pp. ix-x.

(16) Cf. Max Adler, *Die Staatsauffassung des Marxismus: Ein Beitrag zur Unterscheidung von soziologischer und juristischer Methode* (1922), reprinted by Wissenschaftliche Buchgesellschaft (Darmstadt: 1964). [本書では] シュミットの『独裁』についての詳細な論及の中で、その主要な概念（委任独裁と主権独裁）が積極的に使われている。pp.193 ff.を見よ。

2. 自由主義と妥協についての美学的批判：ベンヤミン

ドノソ・コルテスと同様に、シュミットは、自由主義は、非政治的な幕間劇——いわば〔曇天に挟まる〕陽光の満ち溢れた天候に政治的に瞥えられるような時期——においてのみ可能であると考えた。⁽¹⁷⁾ シュミットにとって、自由主義的立場は、まさしく歴史の偶然の出来事ではなく、形而上学的な帰結であった。その永遠に続く希望は、決定的な戦いが議会での討議、すなわち永遠に続く討論の中での決断の延期へと変えられ得るというものであった。このように、議会は、自由主義的ブルジョアジーの最高の発明品であり、その価値観と目標の必要不可欠な制度化である。しかし、マルクスと同様に、シュミットは、議会制民主政の階級的な性格の中に腐敗・墮落の種を見た。〔シュミットによると〕自由主義が議会にいて国民（people）を代表することで勝利するや否や、君主制に反対するためにブルジョアジーと同盟を結んだ諸階級は、今度はブルジョアジーの支配に反対する闘争を展開することになるであろう。ブルジョアジーは、本質的に非政治的であるが故に、こうした挑戦に応答するつもりがないであろう。ブルジョアジーは討議し続けるつもりである。ところが、他の諸階級は議会制民主政と自由主義に反対する決定〔決断〕を行っている。

ワルター・ベンヤミンは、早くから同様の

結論に達していた。青年期の論考の『学生の生活』（1915）の中で、彼は、ドイツの大学における「月並みの生の哲学」を精神とは矛盾するものである、と批判した。ブルジョアの生への彼の非難は、ブルジョアの価値を、危険の中和化と、そしてそれ故に生の精神的な中核である学問や、エロスの中性化と同一視した。彼は、家庭や職業生活を始める前の学生の自由な数年間——「地位と結婚を待望するこの全くの非合理的時期」——を遊び半分の、疑似ロマン的な時間の浪費である、と見なしていた。⁽¹⁸⁾ それは、シュミットもまた自由主義において見たのと同じ上滑で浅薄な代物であると、説き聞かせるものであった。

第1次大戦とドイツ革命の後、ベンヤミンはこのブルジョアの価値観への批判をブルジョアの諸制度への批判へと発展させていった。1921年、彼は政治の研究のより広い領域の一部として意図された『暴力批判』（Kritik der Gewalt）を公刊した。同書はベンヤミンがエルンスト・ブロッホやフーゲー・バールの勧めで読んだソレルの『暴力論』（1912）の影響下で書かれたが、彼は政治の本質を暴くのに緊急状況〔と言う概念〕（ここでは革命的なゼネスト）を用いた。⁽¹⁹⁾ ベンヤミンの議論は、シュミットの『政治神学』におけるそれと類似したものである。例外（Ausnahme）は、政治の本質と主権の究極的な構造の両方を露わに示す一つの可能性である。ベンヤミンの自由主義的議会主義への批判は、この自由主義的議会主義を腐敗として捉える点では、シュミットよりは、エーリッヒ・ウング

(17) Schmitt, *Political Theology*, op.cit., pp. 61 f.

(18) Walter Benjamin, "Das Leben der Studenten" in *Gesammelte Schriften*, eds. Rolf Tiedemann and Hermann Schwepenhäuser (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1974). Vol. II/1. pp. 75-87.

(19) Walter Benjamin, "Kritik der Gewalt", *Gesammelte Schriften* 11/1. op.cit., pp. 179-203. ベンヤミンとブロッホやバールの交友関係については、Gershom Scholem, *Walter Benjamin: Die Geschichte einer Freundschaft* (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1975), pp. 100 ff. を見よ。

ーやアナトール・フランスにより多くを負っている。しかし、それにもかかわらず、シュミットの議論との一致点は顕著である。⁽²⁰⁾ ベンヤミンは、議会がその権威の起源を忘却し、それが代表する法定力の感覚を欠如させ、かつその民主政的権力に値する決断を実行し得ない「痛ましい見世物」へと墮落した、と論じた。⁽²¹⁾ 議会主義的制度の現実の有り様がその理想に反する方向へと墮落したことで、多くの人々は第1次大戦以前ではこの〔制度の〕理想に引き付けられていたが、ついにそれから離れていった。しかしながら、ベンヤミンの論考には、シュミットの直接的な影響は見られない。とはいえ、ベンヤミンの『ドイツ悲劇の根源』（1928）は、『政治神学』におけるシュミットの主権理論を扱っている長い文章を含んでいる。

ベンヤミンは、次の手紙で、シュミットから受けた影響を明らかにしている。「数日中に拙著『ドイツ悲劇の根源』が出版社から届

けられることでしょう。この文面をお借りしてこのことをお知らせするばかりでなく、アルベルト・ザロモン氏の勧めに従って、拙著を謹呈申し上げる私の喜びも申し述べさせて頂きたいと存じます。貴殿は、拙著における17世紀の主権理論の記述がいかにも多く貴殿のお蔭を被っているのか、これにすぐさま気づかれることでしょう。哲学と芸術史における私の研究方法が貴殿の後期の著作、とりわけ『独裁』で表明された国家哲学によって裏付けられたことを私が知ったことも、もしかしら付け加えて申し述べさせて頂けることが許されることでしょう。もし、貴殿が拙著を読了した後に同様のお気持ちを抱いてくだされば、私の贈呈の目的は達成されたことになるでしょう。』⁽²²⁾

ベンヤミンは、青年運動の神秘的な保守主義を捨てた後、そしてベルトルト・ブレヒトに会った後も、シュミットの著作を長く賞賛し続けた。ベンヤミンの折衷主義は、シュミ

(20) Erich Unger, *Politik und Metaphysik* (Verlag David: Berlin, 1921). ベンヤミンはショーレムへの手紙の中に、これは「この時代の政治に関する最も重要な仕事」であった、と書いている。Walter Benjamin, *Briefe*, Gershom Scholem and Theodor Adorno, eds. (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1966), p. 252. を見よ。ベンヤミンは、Franziska Gräfin zu Reventlow の独訳（『赤い百合』（*Die rote Lilie*）（1919））でアナトール・フランスの *Le lys rouge* (1984) を読んだように見える。参照。Benjamin's *Gesammelte Schriften*, op.cit., II/3, p.946.

(21) Benjamin, "Kritik der Gewalt", *Gesammelte Schriften* II/1. op.cit., pp. 190-191.

(22) Benjamin, *Gesammelte Schriften*, op.cit., I/3, p. 887. 「ベンヤミン全集編集者の」ティーデマンとシュヴェツペンホイザーは、この手紙と、彼らが以下の文章を利用した〔ベンヤミンの親しい友人であり、彼の伝記などの著作者の〕ショーレムと同様に、ベンヤミンがシュミット〔の仕事から〕の引用を知って当惑させられたようである。「少なくとも一つの事例ではあるが、ベンヤミンが、反動的思想家を注意深く研究したということは、彼がすでにそれ以前にマルクス主義に傾倒していたことから考えるならば、重要であり続けるように思われる。『ドイツ悲劇の根源』の中で、……ファシストの法学者カール・シュミットの『政治神学』が頻繁にはあるが、しかし、付随的に引用されている。」編集者たちは、ベンヤミンが（シュミットからの）引用を自分の主張を裏付けるために全面的に使っていることは、付随的（な関心）以上であることを指摘している。編集者たちは、さらなる証拠として、ベンヤミンの『履歴書』（*Lebenslauf*）（1928）に言及している。その中に、ベンヤミンは、『ドイツ悲劇の根源』における自分の問題関心を、シュミットの政治形態の分析を〔外見だけは領域ごとに分離している〕諸現象を統合する類似の試みへと展開させたものである、と述べている。参照。Walter Benjamin, *Gesammelte Schriften*, op.cit., I/3. pp. 886. また Carl Schmitt; *Hamlet oder Hekuba: Der Einbruch der Zeit in das Spiel*, (Eugen Diederichs Verlag: Cologne, 1956) を見よ。とりわけ、ベンヤミンの『ドイツ悲劇の根源』については、「Über den barbarischen Charakter des Shakespearschen Dramas」, pp. 62-67. を見よ。ベンヤミンの手紙に対するシュミットの返事は残っていない。しかし、『ハムレットもし

ットだけでなく、とりわけシュテファン・ゲオルゲ、ルードヴィッヒ・クラークス、ヨハン・ヤコブ・バッホーフェンにも由来する。しかし、ベンヤミンの著作編集者達にとって、シュミットへの賞賛は（プレヒトへの賞賛と並んで）疑問の余地のあるものであった。アドルノは、『ドイツ悲劇の根源』がベンヤミン全集の初版に掲載された時、シュミットへの言及を全て削除した。⁽²³⁾ アドルノがゲルショム・ショーレムと編集したベンヤミンの書簡集では、上記の手紙と、またシュミットへの賞賛に関する手掛かりになるようなものは、どちらも収められてはいないのである。

ベンヤミンとシュミットの自由主義と議会主義の見解についての類似点や、シュミットの『政治神学』へのベンヤミンの賞賛は、フランクフルト学派の歴史においては取るに足らないように見えるが、しかしながら、アドルノにとっては明らかにまごつかせるような

事態であった。しかし、そのようなことは、批判理論においてシュミットの他の受容の事例に関しては言うことはできない。ジェイのフランクフルト学派の研究所の歴史〔に関する研究〕によれば、同学派は、本国においても、亡命中においても、〔研究所とは〕関連のない政治理論の展開を拒否した。⁽²⁴⁾ いずれにせよ、ジェイは、「批判理論の政治理論家」——フランツ・ノイマンとオットー・キルヒハイマー——がニューヨークの〔フランクフルト学派の〕研究所に参加した後の、この二人に対するシュミットの影響というより難解な問題については慎重に概観している。

3. 多数決原理と立憲主義国家への批判：ノイマンとキルヒハイマー

ノイマンとキルヒハイマーは、ワイマールの議会主義制度において深刻な危機が進行し

くはヘクバ』の第二補遺の中で次のようなシュミットの返事と見てもよいようなところが含まれている。シュミットは、彼の主権の定義にベンヤミンが言及している点について論評し、こう書いている。「〔ベンヤミンが〕イギリスが島国であるという点とヨーロッパが大陸である点との違いを、そして、それと関連して、イギリスのドラマと一七世紀のドイツのバロックの悲劇的ドラマとの違いを過小評価している、と…私には思われる。」この違いは『ハムレット』の解釈にとって本質的な点である。つまり、アルマダ海戦（1588）（でのスペインの敗北）と共に始まり、王政復古（1688）と共に終了した、イギリスの一世紀に及ぶ内乱と革命〔の時代〕の第一段階において刊行されたが故に、「ルネッサンス」あるいは「バロック」の概念では多分理解しえないような作品である『ハムレット』の解釈にとって、この違いは本質的である、とシュミットはさらに述べている。国家という新しい概念や新しい政治秩序は、ヨーロッパの宗教戦争から生まれた。つまり、政治哲学では、この展開はホプズと共に始まり、ヘーゲルと共に終わった。『ハムレット』を生んだ時代とドイツの悲劇的ドラマの時代との違いは「野蛮なもの」と「政治的なるもの」との違いである、とシュミットは論じている（pp. 64-65）。

(23) Benjamin, *Schriften*, op.cit.

(24) Martin Jay, *The Dialectical Imagination: A History of the Frankfurt School and the Institute of Social Research 1923-1950* (Little, Brown and Company: Boston-Toronto, 1973). ジェイは、次のように論評している。「フランツ・ノイマンとオットー・キルヒハイマーのような政治学者たちが研究所に入った後でさえ、〔研究所には〕政治に関する独立した理論の展開を推し進める力は殆どなかった。」(p. 118) 1930年代末になってやっとフリードリヒ・ボロックの分析がナチ統治下の「政治の優位性」を示唆した。しかし、ジェイによれば、フランクフルト学派は「具体的な政治理論の展開を拒否した」。(p. 155) またMichael Wilson, *Das Institut für Sozialforschung und seine Faschismusanalysen* (Campus Verlag: Frankfurt a.M., 1982) と、この本の書評 (Gerhard Brandt, "Warum versagt die Kritische Theorie?" in *Leviathan* 2 (1983), pp.151-156.) を見よ。

始めた1930年から1931年にかけての冬学期に、ベルリン商科大学におけるシュミットの国法学ゼミナールに参加していた。この危機の原因は、安定的な政党連立結成を繰り返し妨げてきた、利害集団間の反目と対立を醸し出す多元主義であった。特に、〔労働者階級を代表する〕社会民主党と〔財界を代表する〕ドイツ人民党との政策の違いがあまりにも大きいため、ヘルマン・ミュラーを首班とする社会民主党主導の〔連立〕政権は、確固とした基盤を築くことができず、1930年3月27日に辞職した。翌日、ヒンデンプルク大統領は、ハインリッヒ・ブリューニングを首相に任命した。そして同内閣はワイマール憲法第48条の緊急条項に基づく統治へと向かった。ブリューニング首相の「緊急権」は大統領から直接に受権されたものであるが故に、同内閣は大統領がその政策を支持する用意のある間のみ、政権を維持することができた。大統領はその支持を1932年の春に撤回した。とはいえ、最初から、ブリューニング内閣は議会には支持基盤を持ってはいなかった。〔最大政党の〕社会民主党は、経済的混乱が深まる間、政治的・憲政的な危機を強めている極左と極右（共産党とナチ党）という反民主的勢力の結集の成功を阻止することを目的とした寛容政策と受動的受容の政策を追求した。シュミットのベルリン商科大学でのゼミナールが取り組んだ主題は、ワイマール憲法の形式的な（つまり法的・立法的な）性格とその実体（モンテスキューが法の「精神」と呼び、あるいはシュミットの用語では憲法の正統性の原理）との間の緊張関係であった。次の二年の間に、シュミットは、『憲法の番人』（Der Hüter der Verfassung）（1931）と『合法性と正統性』（Legalität und Legitimität）（1932）を公刊した。両書の内容は、彼の『政治的なるもの概念』と『憲法

学』の議論、並びにワイマール憲法の特定の規定、特に、大統領の権限を取り扱った諸条項、議会の解散、そして最も重要なのは、「基本権」の性格、そしてそれらとワイマール憲法の他の条項との関係、に関するシュミットの分析である。当時のノイマンとキルヒハイマーの著作は、シュミットの問題関心に耳を傾けたものであった。

フランツ・ノイマンは1928年——シュミットがベルリン商科大学の招聘を受けてボン大学を去った年——にベルリンに到着し、直ちに労働法が専門の法律事務所働き始めていた。彼と社会民主党系の労働組合の弁護士（その中でも、オット・カーン-フロイント、エルンスト・フレンケル、ゲッツ・ブリーフズ等々）との関係は密接であった。そして、彼はフランクフルト大学の〔労働法〕教授のフーゴー・ジンツハイマーの助手（1923年から1927年まで）時代に進めてきた学問的、実践・政治的な関心を追求し続けた。ベルリンで、彼はフレンケルと同じ事務所に属し、ロンドン経済学院やパリのエコール・リヴル〔・シアンス・ポリティクス=通称「シアンスポ」〕を模範にして第1次大戦後に〔ベルリンに〕設置された〔夜間の成人大学兼専門学校のドイツ〕政治大学校（Hochschule für Politik）で講師を務めた。ノイマンは、引き続き時間を見つけてはシュミットのゼミナールに参加し、1930年の冬学期の間、「労働法における公法、私法」と題するレポートを提出している。ノイマンのシュミットのゼミナールへの参加によって、ゼルナーが指摘しているように、「解決不可能な危機に陥っているワイマール共和国の苦悶や、労働運動と民主政の結合」に関する研究を行う機会が与えられていたのであった。⁽²⁵⁾

ノイマンの分析は、労働法の問題、もっと敷衍して言えば、ドイツにおける民主

政の政治的危機に対してシュミットのことを適用したものであった。このことは特にノイマンが1930年から1931年〔の冬〕の間——正確に言えば、ベルリン商科大学でシュミットのゼミナールに参加していた間——に公刊した2つの論文、すなわち「ワイマール憲法における基本権の社会的意義」、「経済憲法における法の前提条件と概念について」において明確である。⁽²⁶⁾ ノイマンは、シュミットの制度や法教義に関する理論を活用して、ワイマール憲法システムにおける労働組合の地位に関する自分の分析、すなわち『結社の自由とワイマール憲法：憲法システムにおける労働組合の地位』（1932）において経済的民主主義を研究した。ノイマンの基本的な問題は、自由主義的—資本主義的意味における「自由」が経済的民主主義と両立し得るのかどうであった。

ノイマンの主張したところによれば、ワイマール後期において、労働組合は（公的にも私的にも）経済的制度を民主化することにコミットし、そうすることで財と社会的権力のより公平な配分を達成したが、他方、私的所有権を保護した。シュミットの「友—敵」概念による政治的なるものの定義に依拠して、ノイマンは、ワイマール後期の基本的「政治的」関係は資本と労働〔のそれ〕であった、と論じた。シュミットの『合法性と正統性』を二度も（！）読んだ後、ノイマンは1932年9月にシュミットに次のような手紙を送った。

「私は、貴著の重要な部分におけるご意見に完全に賛成です。私もまた、議会主義的民主政が、もはや平等な機会の原則に基づいて機能できないと信じております。…私は、これから先生のご意見の真実性を経済学的・社会的に確証することが私の次の課題であると考えております。もし、今日のドイツにおける基本的な政治的矛盾が経済的矛盾であり、またドイツの決定的な友—敵というグループ分けが労働と財産のそれであるという立場をとるならば、議会主義的統治は、そのような政治的矛盾に直面してはもはや可能ではないことが明らかであります。」⁽²⁷⁾

キルヒハイマーのシュミットとの関係は古くかつ深いものであった。キルヒハイマーは、ボン大学でシュミットの下で学んだ。彼は1927年から1928年の冬学期の「政治的なるものの概念」というテーマで行われたボン大学のシュミットのゼミナールに参加した。社会民主党員としてのノイマンが、改革主義的な政治にコミットしていたのに反して、キルヒハイマーは急進左派として、代議制度に敵意を抱いていた。ノイマンが共和国と改革主義的政治にコミットしていたのに反して、キルヒハイマーのその時期の著作は、ノイマンの著作とは無関係で、ワイマールとその自由主義的制度への敵意を示した。それはシュミット自身の態度とは近似したものであった。キルヒハイマーは、ノイマン以上にシュミットの正統な後継者であり、批判理論内のシュ

(25) Alfons Söllner, "Franz L. Neumann: Skizzen zu einer intellektuellen und politischen Biographie," in Franz L. Neumann, *Wirtschaft, Staat und Demokratie: Aufsätze 1930-1954*, Alfons Söllner, ed., (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1978), p.11. シュミットのベルリン〔商科大学〕のゼミナールへのノイマンの参加に関する情報の出所は、1930年11月21日付のノイマンからシュミット宛の未公開の手紙である。(Carl Schmitt, Nachlass, Hauptstaatsarchiv, Dsseldorf, RW265-339).

(26) *Die Arbeit* において、これらの二つの論文が最初に掲載された。そして、それらは、Neumann, *Wirtschaft, Staat und Demokratie.*, op.cit., pp. 57-75, pp. 76-102. に収録されている。

(27) ノイマンからシュミット宛の手紙（1932年9月2日付）。Rainer Erd.ed., *Reform und Resignation: Gespräche über Franz L. Neumann* (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1985), p. 79. 所収。

ミット思想の伝達者であった。彼は、左派の最も重要な「シュミット主義者」(Schmittian)であった。

キルヒハイマーとシュミットの分析が類似しているが故に、ゼルナーは、キルヒハイマーの著作には「左派－シュミット主義者」というラベルを貼りつけた。⁽²⁸⁾ 左派と右派を同一視する「全体主義」論とは一定の距離を置いているが、ゼルナー研究は、キルヒハイマーによるワイマールの危機に関する異常なほどの鋭い分析はマルクスとシュミットに負っている、と指摘した。キルヒハイマーは、法の構造における法律的証拠と変化が直接の政治的内容を含んでいるという「カール・シュミットの典型的な」方法を用いたばかりでなく、またワイマール危機を解明するために、「彼の師と同じ隠喩や原理」を用いた。シュミットと同様に、キルヒハイマーは、ワイマール憲法における正統性の相反する原理の存在を強調した。すなわち、シュミットと同様に、彼はワイマール〔共和国〕の崩壊の究極的原因をその決断能力の欠如〔そのもの〕に見たのである

ゼルナーによれば、キルヒハイマーが〔シュミットの特有の論理と概念を借用しているが、とりわけ〕シュミットの「極端に鋭利で、かつ差異化された手段」を使っている点において、共和国の、その起源は究極的には社会的なものであるが、政治的用語で表現された、複雑な憲政上の危機を解き明かす鍵が

秘められている、見られるという。キルヒハイマーの「シュミット主義的傾向」は「マルクス主義の一種のバージョンである」と、ジョン・ハーツとエリック・フーラが主張しているが、この主張にゼルナーは同意している。何故なら、彼が重点的に取り扱っているのは、立憲主義国家の理念と民主政との間の矛盾であったからである。⁽²⁹⁾ キルヒハイマーがこうした観点を展開するに当たってその根拠としたのは、〔彼が〕「真の」民主政あるいは直接民主政と「形式的な」あるいは代議制民主政とを区別し、そしてワイマール憲政体制を政治的決断を伴わないブルジョア的立憲主義国家として定義した点にある。

キルヒハイマーは、1928年の論文「社会主義とボルシェビズムの国家学について」の中で、シュミットの真の民主政と形式的な民主政との区別を〔次のように〕取り上げている。真の、あるいは「直接的」な民主政を「治者と被治者の同一性」として捉えるシュミットの定義づけは古典的に単純なものである。⁽³⁰⁾ 「形式的な」民主政あるいは代議制民主政は、民主政的国家の基本的な主張を危うくするものである。ワイマール〔共和国〕の場合、その憲政が民主政であるという主張は、その多くの条項の憲法的現実によって否定されている。⁽³¹⁾ シュミットにとって、「大衆民主政」と「議会主義」との決定的な矛盾は、平等の主張と不平等の現実とのそれであった。真の民主政は同質性を必要とする。

(28) Söllner, "Left Students of the Conservative Revolution," op.cit.

(29) John Herz and Erich Hula, "Otto Kirchheimer: An Introduction to his Life and Work," in *Politics, Law and Social Change: Selected Essays of Otto Kirchheimer* (Columbia University Press: New York, 1969), pp. ix-xxxvii, とりわけ x-xi を見よ。

(30) Schmitt, *Parliamentary Democracy*, op.cit., p. 21. また次の著作を見よ。Schmitt, *Verfassungslehre*, op.cit., p. 223; "Legalität und Legitimität", *Verfassungsrechtliche Aufsätze*, op.cit. p. 295; そして *Volksentscheid und Volksbegehren: Ein Beitrag zur Auslegung der Weimarer Verfassung und zur Lehre von der unmittelbaren Demokratie* (Walter De Gruyter & Co.: Berlin, 1927).

〔それに反して〕自由主義的民主政は利害の多元性を前提とする、と。⁽³²⁾ キルヒハイマーは、この議論を採用したが、シュミットの同質性についての理想主義的な定義を物質主義的な定義へと、その強調点を移していた。社会的、経済的同質性が存在しないならば、民主政は対立・紛争の元となるであろう、とキルヒハイマーは主張した。彼は、シュミットと同様に、〔ワイマール憲法における〕自由主義的民主政の制度的条項を副次的で効果がないものであるとみなした。実体的な諸価値についてのコンセンサンスを伴う、真の民主政とは対照的に、形式的な民主政の標識は、「特定の対価に対抗して設定され得る価値の不在——もし、そのような価値の不在がそれ自体価値であるとみなされないならば、であるが——」である。自由主義的民主政は、その中で階級闘争が展開されるころの、過渡的な統治形態である。⁽³³⁾

シュミットとキルヒハイマーの間には議論が外形的に類似しているように見える方法を用いていながら、しかし両者が実質的に全く異なる結論に至るのは、両人のワイマール憲

法の所有権〔に関する条文〕(第153条1項(所有権の〔憲法による〕保障)、第2項(公共の福祉のための所有権の公用徴収)、第3項における所有権に伴う「義務」の宣言)へのアプローチの仕方に見られる。両者にとって、ワイマールの多元主義は、ワイマールの〔憲法制定〕国民議会の歴史的な妥協の産物である憲法の「不決断」の具体的な例証であった。両人は、所有権は共和国にとって決定的な憲法的-政治的問題であるという点については同意見であったけれども、憲法の立法者意思の解釈を巡って見解を異にしていた。⁽³⁴⁾ キルヒハイマーにとって、所有権という法制度は〔公共の福祉のための所有権の公用徴収という〕「社会的拘束性」の概念に矛盾する〔と捉えられている〕。〔それに反して〕シュミットにとって、第153条はこの問題を未解決のままにしてある〔と解釈された〕。ノイマンは両者の主張を経済的民主主義の概念において両立させよう務めた。しかしながら、三人は、現代の〔=当時の〕論争の主題が国家介入の限界を巡るものであるという点では同意見であった。シュミットにと

- (31) E. R. Huber, "Verfassung und Verfassungswirklichkeit bei Carl Schmitt," in Huber, *Bewahrung und Wandlung: Studien zur deutschen Staatstheorie und Verfassungsgeschichte* (Duncker & Humblot: Berlin, 1975), pp. 18-36. を見よ。このフーバーの論稿は、シュミットの『憲法の番人』(*Der Hüter der Verfassung*)を論評したもので、初出は *Blätter für Deutsche Philosophie* 5 (1931-32), pp. 302-315. においてであった。Wilhelm Hennis, "Verfassung und Verfassungswirklichkeit: Ein deutsches Problem," in Hennis, *Die missverstandene Demokratie* (Herder Verlag: Freiburg, 1973), pp. 53-57. を見よ。
- (32) シュミット〔の民主政論〕を、人々を最も納得させる形で論破し、かつ代表制的民主政を理解するために最も実りのある理論的な根拠を提供してくれるのは、今なお、次の著作である。Hermann Heller, "Politische Demokratie und soziale Homogenität (1928), *Gesammelte Schriften* (A.W. Sijthoff: Leiden, 1971), Vol. II, pp. 421-433.
- (33) Otto Kirchheimer, "Zur Staatslehre des Sozialismus und Bolschewismus" in *Zeitschrift für Politik* 17 (1928), pp. 593-611. この論文は、Kirchheimer, *Von der Weimarer Republik zum Faschismus: Die Auflösung der demokratischen Rechtsordnung* (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1976), pp. 32-57. に収録されている。英訳もある。"The Socialist and Bolshevik Theory of the State," in *Politics, Law and Social Change*, op.cit., pp. 3-21.
- (34) Cf. Schmitt, "Freiheitsrechte und institutionelle Garantien" (1931), in *Verfassungsrechtliche Aufsätze*, op. cit., pp. 140-173; and Kirchheimer, "Reichsgericht und Enteignung: Reichsverfassungswidrigkeit des preussischen Fluchtliniengesetzes" (1930), in *Von der Weimarer Republik*, op.cit., pp. 77-90.

って、所有権の定義は、「〔将来想定される社会主義政党が議会の憲法改正に必要な三分の二以上の絶対多数派となった場合の〕立法者に対抗して〔それから所有権を〕保護する措置を定める実践的な目的を持っていた。」⁽³⁵⁾ キルヒハイマーにとって、それは、公用徴収の限界と国家がどの程度まで社会主義的な平等を創出する方向へと進むのかに関するワイマール憲法の不決断を巡る議論であった。

シュミットとキルヒハイマーは自由主義統治の中核となる制度の正統性に関して類似した結論を引き出していた。価値観の共有を可能にする、市民の実体的な平等なくして、民主的決断はその正統性を喪失する。キルヒハイマーは、その論文で「そのような状況の中でいやしくも統治は可能なのか？」と問う。すなわち「誰が権力の行使者を決めるのか？」。自由主義の解答は多数決原理である。しかし、それは失敗する。なぜなら、多数決原理もまた社会全体の共有された価値観の欠如の中でその正当化を要求しても、それは受け入れられないからである。⁽³⁶⁾ 自由主義的多元主義のシステムにおいて、多数決原理は、経済生活における社会的かつ政治的な弱者の抑圧を意味する。キルヒハイマーの〔論考〕「ワイマール——そしてその次に何が？」への論評の中で、シュミットは、憲法第二部に具体的に挙げられている権利と義務は、憲法の不可知論の「浅薄な妥協」の産物である、と論じた。キルヒハイマーにとって、それは、「決断なき憲法」であった。それは、「西欧資本主義と東欧共産主義」の基本的な対立を解消するものではなく、延期させるもので

あった。憲法第二部の不決断的な現状維持の部分は、第一部の制度的構造によって保持されている。

シュミット、ノイマンそしてキルヒハイマーは、資本と労働間の対立・紛争に関して、ワイマール憲法の基本的な「不決断」に同意した。しかしながら、この対立・紛争に関してそれぞれは独自の解釈を展開した。シュミットは、この対立・紛争の解決が共和国の生き残りの前提条件であると見ていたので、ノイマンやキルヒハイマーとは異なり、社会主義的、共産主義的解決を拒否した。シュミットは、とりわけ危機の政治的、憲法的な次元に焦点を当て、そしてキルヒハイマーが非常に有用であると考えた法理論を展開した。

キルヒハイマーの論争的な立場は、憲法の明白な失敗を〔むしろ良きこととして〕言祝ぐものであった。良きマルクス主義者として、彼は、革命的状況をさらに発展させる観点から資本主義の危機を観察した。すなわち、自由主義的民主政の崩壊は、いずれにしても労働者階級の利益に奉仕するであろう、というわけである。自由主義制度の排除は、真の民主政の前提条件であった。ノイマンはそのようなイデオロギーにはむしろ懐疑的であった。彼の見解では、「社会主義的国家理論の中心的課題は、ワイマール憲法の第二部のポジティブな社会的内容をさらに発展させるということであった。」このように、ノイマンは、「キルヒハイマーの論考の題の「ワイマール——そしてその次に何が？」の問いに対して、唯一答えられ得る回答は、まず第一にワイマール〔を守ること〕である」と

(35) Schmitt, *Ibid.*, p. 161.

(36) Otto Kirchheimer, "Zur Staatslehre des Sozialismus und Bolschewismus", in *Von der Weimarer Republik*, op.cit., pp. 34-35. Cf. Schmitt, *Parliamentary Democracy*, op.cit, pp. 13-14. また、シュミットのトーマへの反論（『現代議会主義の精神的状況』序）において、形式的民主政が実体的な民主政の秩序と対比させられているのを見よ。

書いている。⁽³⁷⁾

自由主義的民主政とブルジョアの立憲主義国家が本質的に中立的で多元的であるという点では、シュミットとキルヒハイマーは見解を共にしていた。立憲主義国家のジレンマは、自由主義の政治的なるものの不適切な概念によって生み出されたものである。ブルジョアジーが王や貴族から彼らの権利を獲得するや否や、法の支配の理念は中立化された。また、この変革において言外に意味されていたことは、法及び社会関係の「法制化」を通じて政治的なるものを中立化させることであった。⁽³⁸⁾ シュミットとキルヒハイマーの両者とも、合法性と正統性の自由主義による同一化を拒否した。キルヒハイマーにとって、立憲主義国家の合法性は、権威への正統な要求を行ったとしても、それは調達され得ないものであった。何故なら、立憲主義国家の合法性はやはり依然として階級利益の道具であったからである。シュミットにとって、自由主義国家はそれ自身の多元主義によって脅かされている。なぜなら、それは、それ自身の正統性の基準に基づいては政治的な競争者を区

別することができないからである。かくして、それは、法的な「ゲームのルール」に応じて政治的な競争者の全てを受け入れ、そして〔その結果〕それ自身の中立性によって無防備のままに置かれているということになるのである。憲法の正統性は内部から侵食されていた。なぜなら、その決断が形式的であったからである。⁽³⁹⁾

キルヒハイマーは、ワイマールの「法的機構」に対する2つの代替案を考えていた。第一案は、社会民主党の政治改革の方向であった。議会主義は、「野獣の方法」(ロック)としての暴力(force)を拒否し、かつ法の支配を支持した合理的な均衡のシステムである、とシュミットは主張した。ブルジョア的立憲主義国家の中立性の精神的根拠は、ファシズムとボルシェビズムといった新しい反自由主義運動の非合理的な神話によって反対された、とシュミットは主張した。キルヒハイマーは、シュミットの分析を受け入れ、彼の師と同様に、現代ヨーロッパの政治は、自由主義がその中立性と決断力のなさの故に、それがいかに脆弱であるのかを証明した、と信

(37) Neumann, "Die soziale Bedeutung der Grundrechte in der Weimarer Verfassung," in *Wirtschaft, Staat und Demokratie*, op.cit., p.75.

(38) キルヒハイマーは、次のように書いている。「あらゆる領域の人間事象を法(法律)によって規制する試みが企てられた。この企てによって、共和国大統領の独裁権、労使紛争の調停、その他の争点など、その争点がどんなものであれ、実際の権力関係に伴う事実上の一切の決断は回避された。あらゆる事象は法律上形式化され、かつそれによって中性化された。そして、今や、ブルジョアの立憲主義国家——専らその法(法律)体系そのものであるような国家——の時代が始まる。」("Zur Staatslehre der Sozialismus und Bolschewismus," *Von der Weimarer Republik*, op.cit., p.36) シュミットは次のように書いている。「個人の基本権と権力分立の原則にその基礎を置くことがブルジョアの立憲主義国家の一般の特徴である。こうして、個人の自由は原則として無制限であると思われるようになった。……[国家権力を縛る]コントロールとそのコントロールを実のあるものにする諸審級が至る所で設けられ、司法的に保証された。」("Der bürgerliche Rechtsstaat," in *Abendland*, 7, 1928, pp. 201-203; 「国家というものは、そのすべての活動が例外なく正確に規定された権限の総体として捉えられる場合においてのみ、立憲主義国家となる。」(*ibid.* p.131) 「ブルジョアの立憲主義国家の完全な理想は、結果的には国家の全生活の全面的な法制化において完成する。」(*ibid.* p.133)

(39) すでに引用した文献に加えて、次のものを見よ。Kirchheimer, "Verfassungswirklichkeit und politische Zukunft der Arbeiterklasse," in *Der Klassenkampf*, n. 3 (1929), pp. 455-459. *Von der Weimarer Republik* に採録されている。また Schmitt, "Die konkrete Verfassungslage der Gegenwart", in *Der Hüter der Verfassung*, op.cit, pp. 71-131.を見よ。

じた。「政治的神話は、政治的価値に基づく極端なほどの決定的な集団化を実現させる能力を有している。」⁽⁴⁰⁾ この種の政治的行動主義と比較すると、社会民主主義的な改良主義は単に自由主義的中立性の反映に過ぎないと言える。社会民主主義者にとっては、ワイマール憲法は彼らが決断することのできない多くの可能性が書き込まれていた脚本に留まっていた。というのは、その多くの可能性の中の一つ、すなわち社会主義という選択肢を決断することが不可能であるという認識が彼らにはあったからである。⁽⁴¹⁾

第二の代替案は、ボルシェビズムであった。レーニン、「司法部を独立の第三の権力、つまり競合する諸党の上に位置する仲裁者として見る考え方に終止符を打った。…その代わりに、レーニンの見解は、法の実体的な性格に関するイメージを回復させるものであった。というのは、こうしたイメージは、自由主義の時代以降、ヨーロッパでは、形式的民主政の法機構へと全面的に溶解してしまいが故に、消滅の傾向にあった。国家が存在するところではどこでも、その形態が内在的に民主的かあるいは独裁的かを問わず、法的判断は明確な価値概念の名において下されるのである。」〔と、キルヒハイマーは主張した〕⁽⁴²⁾

ソ連は、キルヒハイマーの研究では、シュミットの用語で言うところの国家として現れる。すなわち、キルヒハイマーのソ連の外交政策に関する考察は、国際連盟の自由主義的性格に関するシュミットの分析を用いている。〔それによると〕国際的舞台におけるソ連の登場は羊の群れの中の一匹のライオンのそれである。ソ連は、自由主義的中立性を認めることなく、政治的に行動する。ソ連は1918年以降の〔ヴェルサイユ〕講和〔体制〕の構造を国際的な物質的利害の間の休戦として理解する。〔国際〕連盟が自由主義的中立性を反映しているが故に、そのジレンマは自由主義国家のそれと同じである。決断に必要な利益の同質性の欠如の故に、ソ連は、国際的な実務における多数決の原理〔の適用〕も、また拘束的決定を下すことを主張する、いかなる国際的に承認された裁判所も、そのいずれも拒否せざるを得なかったのである、と。⁽⁴³⁾

キルヒハイマーがブリューニング内閣を説明するためにマルクスのボナバルティズムの命題を発展させたというルートハルトの観察は、その一部においてのみ正しい。⁽⁴⁴⁾ シュミットは、マルクスの主張を彼自身の自由主義の解釈の中に組み込んでいた。キルヒハイマーは、シュミットの国家理論を通じてマルク

(40) Otto Kirchheimer, "Zur Staatslehre des Sozialismus und Bolschewismus", in *Von der Weimarer Republik*, op.cit., p. 43; *Politics, Law and Social Change*, op.cit., p. 5. 参照。Schmitt, *Parliamentary Democracy*, op.cit., pp. 65 ff.

(41) Kirchheimer, "Verfassungswirklichkeit und politische Zukunft der Arbeiterklasse," in *Von der Weimarer Republik*, op.cit., とりわけ「現実への意志」の欠如の証拠として〔1928年から1930年3月末まで存続した〕大連立内閣におけるSPD〔の動き〕に対する批判を見よ (p.76)。

(42) Otto Kirchheimer, "Zur Staatslehre des Sozialismus und Bolschewismus", in *Von der Weimarer Republik*, op.cit., p. 47; *Politics, Law and Social Change*, op.cit., p. 13.

(43) *Ibid.* キルヒハイマーはシュミットの『国際連盟の中核問題』 (*Der Kernfrage des Völkerbundes*, (Dümmler Verlag: Berlin, 1926) を直接に引用して、*clausula rebus sic stantibus* (事態がかくのごとく変わらないかぎり——事情変更の原則) が「国際法に関するソ連の考え方を完全に支配している」と書き留めている (*ibid.*, p.18, p.48)。

(44) Wolfgang Luthardt, "Bemerkungen zu Otto Kirchheimers Arbeiten bis 1933", in *Von der Weimarer Republik*, op.cit., pp. 7-31; p. 24. を見よ。

スの主張を濾過させた。彼のドイツにおける政治的出来事の分析においては、ブルジョアの立憲主義国家に対するシュミットの懐疑的態度を共有した。多数決原理は「ブルジョア独裁」、すなわち、多数派を目指すこと、つまり選挙において投票者の51%の票の獲得を目指して演じられる単なる愚かなゲーム、である。法の下での平等、すなわち立憲主義国家の第一の原理はフィクションであり、反動の道具である。ただ形式的民主政のみでは、ブリューニング政権中の危機はただ深まるばかりということになる。出口は社会主義的政治への決断にある、とキルヒハイマーは主張した。その決断は中立的な第三の政党によっては行われ得ず、ただシュミットの「政治的なもの」概念の意味に沿ってのみ行われるであろう。1932年7月20日、社会民主党主導の「プロイセン邦」内閣をドイツ国の名の下に行動する中央政府派遣の総監による執政に取り替えた、パーベンによるプロイセン邦政権の罷免事件をシュミットが擁護した後になって初めて、キルヒハイマーは彼の師を批判した。⁽⁴⁵⁾ 1932年7月末、キルヒハイマーとシュミットの両者は、ドイツの増大する危機を国家における合法性対正統性の問題として解釈していた。⁽⁴⁶⁾ しかしながら、彼らは各自、

いわゆる「プロイセン・クーデター」についてそれぞれ異なった政治的解釈を下した。キルヒハイマーにとって、〔ドイツ国中央政府の〕パーベン政権と緊急権に基づくその数ヶ月の支配は、それが統治の合法性を解体することによって憲法の正統性を破壊したものであった。すなわち、大統領の権威に訴えることは無効であった。シュミットは、多数決原理や全ての政治的競合者に対する「平等な機会〔の保障〕」を含む、(消滅した)議会主義的方法を継続させることをワイマールの正統な憲政秩序への主要な脅威と見なした。

ゼルナーによるキルヒハイマーについての分析は、民主政と立憲主義国家の間に想定される〔両人が考える〕矛盾がシュミットとキルヒハイマーとの間の根本的な違いを露わにしている点を示そうとしている。シュミットが1932年の大統領独裁を彼自身の「基本的な政治的仮説」を裏付けるものであると見ていたのに反して、キルヒハイマーは、そのような変動を可能にした社会的、政治的關係を予期していた。彼らの相違点は、「彼らのそれぞれの憲法分析を特徴づけている民主政に関する考え方の違い」にあった。しかし、シュミットとキルヒハイマーが実体的に異なる政治的選好をそれぞれ強調していたので、それ

(45) Kirchheimer, "Bemerkungen zu Carl Schmitt's Legalität und Legitimität", in *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, n. 68 (1932-33), pp.457-487). この論文は *Von der Weimarer Republik*, op. cit., pp.113-150. に収録されている。キルヒハイマーは、シュミットが違憲的な反動 (constitutional reaction) を助長した、と非難した。しかし、その議論は奇妙な混合物である。シュミットは、平等と自由をあまりにも重視しすぎており、また自由主義的な自由の観念を国家からの自由として捉え、それにあまりにも重きを置きすぎているために、個人の自由の社会的現実と人民意志の創出におけるその役割を過少評価するようにならざるをえなかったと考えられる、とキルヒハイマーは述べている (p. 116)。キルヒハイマーはまた、シュミットの形式的民主政の批判は民主政それ自体 (per se) の拒否である、と主張した (p. 118)。キルヒハイマーのこの主張は、彼自身の民主政観や、とりわけシュミットの著作における直接民主政的・人民投票的な要素を彼が〔従来〕強調していた点に照らしてみるならば、奇妙な転向である (Cf. *Verfassungsreaktion, 1932 in Die Gesellschaft*, n.9, 1932, pp. 415-427)。この論文は、*Politics, Law and Social Change*, op. cit., pp.75-87. に収録された英語版には、"Constitutional Reaction, 1932" となっている。

(46) Kirchheimer, "Legalität und Legitimität", in *Die Gesellschaft*, n. 9 (1932), pp. 8-26; Schmitt, *Legalität und Legitimität*, op.cit.

に影響されて、ゼルナーの議論が混乱するようになり、そして彼がシュミットとキルヒハイマーの著作の方法論の一貫性が持つ重要性を過小評価するということが生じるようになったのである。

ゼルナーが示しているように、シュミットのワイマール憲法の批判における中心的考えは、「民主政とはブルジョアの立憲主義国家の手続きに尽きるのではなく、同質的な人民の意志の表現であらねばならない」と言うものである。⁽⁴⁷⁾ キルヒハイマーは、確かに、民主政概念に関しては、1932年秋からはシュミットの考えとは異なってきた。しかし、キルヒハイマーがこの〔パーペン・クーデター擁護〕問題でシュミットと袂を分かった時、それはキルヒハイマー自分その初期の立場との決別であった。キルヒハイマーは、パーペンの権威主義のインパクトの下で、議会主義的民主政に対する彼の原理的な反対〔の立場〕を放棄した。彼は、「社会的同質性」をその初期において強調していたが、それに代わって今や次のことを認めた。すなわち、議会主義的民主政（「現代民主政」）は「結局、社会的ないしは国民的な異質性が増大している時期に、異なる集団の協調あるいはその交替を立憲主義的に可能にする唯一の統治形態である。ただ議会主義的民主政のみが、その普通、平等、秘密の選挙権のシステムによって、そしてその政治的自由の保障によって、

社会構造における変化が政治的レベルにおいて反映されることを可能にする。』と⁽⁴⁸⁾。

4. 自由主義対ファシズム：マルクーゼとホルクハイマー

1933年以前のフランクフルト学派内においてシュミットの政治理論の同調者は、ノイマンとキルヒハイマーだけに限られてはなかった。カール・コルシュは、『社会研究誌』（1932）においてシュミットの『憲法の番人』を取り上げて熱心に論評し、シュミットの著作にある他ならぬ「左翼」的テーマを力説した。コルシュは、憲法状況に関するシュミットの「強い印象を与える分析」や、議会制度と自由主義国家を衰退へと導いたドイツの政治と社会内における諸傾向に関するシュミットの記述の正確さについて論評した。コルシュは、さらに議会を「多元的システムの名所（showplace）」として捉えるシュミットの記述に次のように賛成の意を表した。すなわち、「〔シュミットの〕…理論の強みは、既存の経済的、社会的利益の多元主義を経済的、社会的事項に介入しないとされる中性的国家に対して押し付けるのを可能にした推定される、今日まで支配的なブルジョア的・自由主義的国家観についてのシュミットの鑑識力のある分析に存する。」この自由主義国家とその議会が、自由な人民代表の自由でかつ〔意

(47) Söllner, "Left Students of the Conservative Revolution," op.cit.

(48) Kirchheimer, "Verfassungsreaktion, 1932," *Von der Weimarer Republik*, op. cit., p. 419. "Constitutional Reaction, 1932", in *Politics, Law and Social Change*, op. cit., p. 80. E・R・フーバーによると、シュミットとキルヒハイマーの間には、1932年中、友好的関係が続いていた。1932年11月6日、総選挙の日と一緒に過ごしてさえいる。その時、シュミットの助手であったフーバーは、総選挙の夕方、ベルリン市内を二人で逍遥していたことを覚えている。二人は選挙反対のゼネストを訴えるナチ党と共産党の共同の叫びによって引き起こされた緊張した雰囲気の中で、革命か、あるいは一揆（Putsch）が起こるのではないかと、その可能性について推測し合っていた、という。E. R. Huber, "Carl Schmitt in der Reichskrise der Weimarer Endzeit", in H. Quartisch, ed., *Carl Schmitt in der Rechts- und Geisteswissenschaften der 20. Jahrhundert* (Berlin: Dunker & Humblot, forthcoming).

見の] 統一化を果たす熟議の名所から、〔そして〕 党派的利益を集合的意志へと変換させる装置から、〔さらに〕 組織化された社会権力の多元的な分立の名所から、社会的権力の各種の分け前が交換される「株式市場」へと変貌を成し遂げていった弁証法的な展開過程を、シュミットはなるほどと思われるように記述した」と。(49)

とはいえ、コルシュは、シュミットが階級と階級闘争を（マルクス主義的意味で）考慮することに失敗した点については、相変わらず批判的な姿勢を保持したままであった。1933年以降のシュミットの著作の運命を苦慮するなら、一層意義深いと言えることは、コルシュがシュミットのファシズムの分析において、その立憲主義国家との関連において、自由主義的ブルジョアジーの極めて特徴的ともいえる同様の無批判的な態度を正しく見ていた点である。コルシュ論文が掲載された先ほどの雑誌の同じ号で、ハンス・シュパイアーはシュミットの『政治的なるものの概念』を好意的に論評した。彼の述べるところによると、「シュミットは社会学的思考の可能性に考慮を払ってはいなかったけれども」、自由主義が全体性の考慮の点では無力であったので、経済的にも倫理的にも、政治概念すなわち闘争を競争と討議へと解消させてしまっている、というその論証法は最良の社会学的遺産の一つである。すなわち、サン・シモン、コント、マルクスやその他の学者達は、

確かに友・敵のグループ分けが実際に生み出している、そうした具体的な勢力を説明しているのである、と。(50) 1933年以降、こうしたシュミットに対する明らかにポジティブな態度は変化した。マルクーゼの論文「全体主義的国家観における自由主義に対する闘争」は、シュミットの反自由主義に反対する綱領的な宣言であった。(51) ヒトラーがすでにライヒ首相であり、そして第3帝国は憲政体制の点から見ても現実となっていた。研究所は閉鎖され、そしてマルクーゼや他の研究員は亡命した。ドイツでは急進的左派の批判的活動の余地は無くなっていた。

ファシズムが急速に研究所の研究の中心的テーマとなり、そしてドイツを独裁へと転落させることになった諸側面の内、キルヒハイマー、ノイマン、マルクーゼ、ホルクハイマーにとって、その解明がとりわけ魅力的に思われたのは、ファシズムと自由主義との関係であった。彼らの思考において、そのジレンマの核心は、自由主義的な価値観や制度、とりわけ立憲主義国家を利用して反民主的な勢力が容易に成長し、巨大化して行った点であった。しかし、彼らの新しい分析によると、自由主義と独裁の対立関係がさらに発展して、〔その結果〕ファシズムが自由主義と独裁の1つの統合として出現した、と考えられた。〔上記の〕マルクーゼの論文の目的はこの関係を明らかにすることであった。この関係の解明を通じて、マルクーゼは、シュミット

(49) Karl Korsch, "Carl Schmitt, Der Hüter der Verfassung," in *Zeitschrift für Sozialforschung*, Vol.1 (1932), pp. 204-205.

(50) Hans Speier, "Carl Schmitt, Der Begriff des Politischen", in *Zeitschrift für Sozialforschung*, Vol.1 (1932), pp. 203-204. シュパイアーとコルシュの二人の書評は、「特殊社会学」という表題の下に掲載されており、〔ここでは〕社会調査の基礎および国家と社会の批判理論にとっての基本的な文献としてシュミットの著作が読まれるべきである、という点が力説されていた。

(51) Herbert Marcuse, "The Struggle Against Liberalism in the Totalitarian View of the State," in *Negations: Essays in Critical Theory*, (Beacon Press: Boston, 1968). また、Jürgen Habermas, "Die Frankfurter Schule in New York," in *Philosophische-politische Profile*, (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1984).

トとキルヒハイマーがワイマール共和国に関して展開させたのと同様の自由主義批判をファシズム独裁へと適用した。マルクーゼは、〔自由主義的自然法（権）の〕内在的な諸矛盾によって全体主義が合理的な正当化を免除されるような「実存的状態」の存在〔——現存在というだけによる正当化——〕を主張せしめた、と論じた。⁽⁵²⁾ そればかりではなかった。彼は、シュミットの友・敵のカテゴリーや、戦争は究極の政治状況であるという『政治的なものの概念』におけるシュミットの主張とを、自分の主張の源泉であると認めていたのである。マルクーゼはシュミットの著作を次のように読解した。「支配的な政治的条件や関係は、ここでは実存的なものとして是認され、そして政治的次元内において、それは単純かつ絶対的に実存的な関係（「民族と民族の構成員」は第二の、同様に実存的関係として付け加えられた）とみなされる、敵あるいは戦争との関係である」、と。全体主義的体制はシュミットの理念を実践に移したのだった。

キルヒハイマーへの（またベンヤミンへの）シュミットの影響に照らし合わせて見ると、マルクーゼの分析は逆説的であった。フランクフルト学派の中にすでに取り入れられていたシュミットの著作の諸側面——法とブルジョアの立憲主義国家の政治的分析、自由主義的民主政の「実証主義的な」要素の批判、そして直接的民主政と同質性の理念、とりわけ議会主義の批判——は、今や、「全体主義的国家理論の観点に基づく自由主義についての最良の記述」として特徴づけられていた。マルクーゼの論文は、「強力な反作用を引き起こすことになり」事実上、シュミット

は1930年代と1940年代におけるフランクフルト学派の積極的な源泉としては取り除かれていった。シュミットのナチへの同調によって、マルクーゼの主張の効果は強められて行った。1933年以降、シュミットの著作は、ドイツの左派知識人の間では実質的に禁止状態に置かれた。しかし、当初のパラドックスは依然として残り、そしてこの時期のフランクフルト学派による自由主義批判の展開によって強調された。1934年、マルクーゼは、「自由主義者の社会理論と（実際は極めて反自由主義的な）全体主義的国家理論の間の内的関係が、ついに非合理主義へと変容して行った自由至上主義的な合理主義（liberalist rationalism）において明らかになった」、と主張した。⁽⁵³⁾ ホルクハイマーは、ワイマールにおける自由主義批判からテーマを選び出して、それをブルジョア社会における合理主義と非合理主義に対する新しい視点へと発展させて行った。すなわち、そうすることによって、ホルクハイマーは、自由主義と全体主義の共通の起源を発見したのであった。

シュミットとキルヒハイマーは、自由主義的な中性化と形式的な民主政が政治的対立・紛争を取り除くのではなく、むしろそれを究極的には強化させた、と論じた。ホルクハイマーは、ワイマール共和国期に執筆し、第3帝国期に偽名で発表したアフォリズム集の中で、こうした自由主義批判を展開した。「真のブルジョアジーは、すべての物事を客観的に見る能力を有していた。それどころか、〔第一次〕戦後のドイツではそれは革命にまで広がっていた。真のブルジョアジーが革命について客観的に省察し始めるか、あるいはさらにその政治的準備について省察し始める

(52) Jay, *The Dialectical Imagination*, op.cit., pp.121-122.

(53) Marcuse, "The Struggle Against Liberalism", op.cit.

やいなや、それは社会的現実の文脈内では何か異なる他の活動のように思われているし、そしてそのように判断されている。』、と⁽⁵⁴⁾ホルクハイマーは、ベンヤミンの追悼に捧げた1942年に著した私家本〔『理性と自己保存』〕において理性と自己保存についての瞑想の中で、彼の自由主義批判を自由主義の言語学的基礎についての批判へと発展させて行った。ホルクハイマーは自由主義的民主政の多元主義をイデオロギーとして拒否したばかりではなく、1960年代後半の急進的思想における最

も重要な要素の一つとなった技術社会における合理主義への批判を主張し始めた。さらに、ホルクハイマーは、最後に、何故に1933年以降のフランクフルト学派が自由主義と全体主義との関係を解明する作業に専念したかを説明した。ブルジョア社会の公然たる独裁への変容は「道具的理性」を通じて生じたのであった——「ブルジョア支配の変容において、新秩序が直接的支配へと跳躍した事実にも関わらず、なおもブルジョアジーが存続し続けている」、と。⁽⁵⁵⁾ (続く)

(54) Max Horkheimer, *Dämmerung*, (1934年に、Heinrich Regiusという偽名を使って刊行された。) 本稿で利用した版は、1968年に刊行された写真版である。“Nachdenken über die Revolution”, p.71. という題を持つ部分を参照せよ。

(55) Horkheimer, “Vernunft und Selbsterhaltung,” in *Walter Benjamin zum Gedächtnis*, privately published (1942), p. 34.

